

6.1 産業廃棄物の処理手数料

料金設定：aあわせ産廃独自
b事業系一般廃棄物と同じ

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の有無	料金設定	規定	徴収方法	料金	
さいたま市	○	a	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	従量制	170円/10kg	消費税別
川越市	×					
熊谷市	○	a	条例	従量制	200円/10kg	
川口市	○	b		現金	220円/10kg	併せ産廃のみ
行田市	×					
秩父市	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	100kgまで1,200円、100kgを超えたときは10kgごとに120円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
所沢市	○	b	条例	現金	240円/10kg	
飯能市	○	b	木くず、紙くず、繊維くずに限る、要予約	現金後納	200円/kg	
加須市	○	a	条例	従量制	130円/10kg	
本庄市	×					
東松山市	×					
春日部市	○	b	条例	従量制	210円/10kg	不燃
狭山市	×					該当なし
羽生市	×					
鴻巣市	○	a	条例	従量制	200円/10kg	埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例で規定
深谷市	×					市では受け入れていない
上尾市	○	a	条例	従量制	230円/10kg	
草加市	×					
越谷市	×					
蕨市	×					
戸田市	×					
入間市	×					
朝霞市	×					
志木市	×					

料金設定：aあわせ産廃独自
b事業系一般廃棄物と同じ

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の有無	料金設定	規定	徴収方法	料金	
和光市	×					
新座市	×					
桶川市	○	a	条例	従量制	460円/10kg	
久喜市	×					
北本市	○	a	条例	従量制	200円/10kg	埼玉中部環境保全組合で実施
八潮市	×					
富士見市	×					
三郷市	×					
蓮田市	○	a	条例	従量性	239円/10kg	消費税を乗じ得た額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする
坂戸市	×					産業廃棄物の受け入れは行わない
幸手市	○	b	条例			
鶴ヶ島市	×	b	条例		230円/10kg	
日高市	×					
吉川市	×					
ふじみ野市	×					産業廃棄物の受入は行っていない。
白岡市	○	a	条例	従量性	239円/10kg	蓮田白岡衛生組合で実施
伊奈町	×					
三芳町	×					
毛呂山町	○	b	条例		230円/10kg	埼玉西部環境保全組合で実施
越生町	○	b	条例		230円/10kg	埼玉西部環境保全組合で実施
滑川町	×					
嵐山町	×					
小川町	×					
川島町	○	b	条例	重量制	250円/10kg	
吉見町	○	a	町条例	重量制	200円/10kg	埼玉中部環境保全組合で徴収

料金設定：aあわせ産廃独自
b事業系一般廃棄物と同じ

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の有無	料金設定	規定	徴収方法	料金	
鳩山町	○	b	条例		230円/10kg	埼玉西部環境保全組合で実施
ときがわ町	×					該当なし
横瀬町	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	100kgまで1,200円、100kgを超えたときは10kgごとに120円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
皆野町	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	100kgまで1,200円、100kgを超えたときは10kgごとに120円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
長瀬町	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	100kgまで1,200円、100kgを超えたときは10kgごとに120円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
小鹿野町	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	100kgまで1,200円、100kgを超えたときは10kgごとに120円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
東秩父村	×					
美里町	×					
神川町	×					
上里町	×					
寄居町	×					産業廃棄物の受入は行っていない。
宮代町	×					
杉戸町	×					
松伏町	×					
蓮田白岡衛生組合	○	a	条例	従量性	239円/10kg	消費税を乗じ得た額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする
久喜宮代衛生組合	×					
志木地区衛生組合						
小川地区衛生組合	×					該当なし
東埼玉資源環境組合	×					
蕨戸田衛生センター組合	×					
彩北広域清掃組合	×					

料金設定：aあわせ産廃独自
b事業系一般廃棄物と同じ

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の有無	料金設定	規定	徴収方法	料金	
秩父広域広 域市町村圏 組合	○	a	秩父広域市町村 圏組合廃棄物の 処理等に関する 条例	従量制	100kgまで1,200 円、100kgを超え たときは10kgごと に120円加算	
児玉郡市広 域市町村圏 組合	×					産業廃棄物受け入れ実 施なし
埼玉西部環 境保全組合	×	b	条例		230円/10kg	
大里広域市 町村圏組合	×					処理していない
埼玉中部環 境保全組合	○	a	条例	従量制	200円/10kg	